

委員会提出議案第1号

南相馬市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和3年3月26日提出

南相馬市議会議長 中川庄一様

議会運営委員長 渡部寛一

提案理由

本会議及び委員会への欠席事由として育児、看護、介護等を明文化するとともに、出産について産前・産後期間にも配慮した規定を加えるほか、請願に係る署名押印の見直しを図るため、必要な改正を行うものである。

南相馬市規則第 号

南相馬市議会会議規則の一部を改正する規則

南相馬市議会会議規則（平成18年南相馬市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線又は太枠で表示された部分（以下「改正部分」という。）を、改正後の欄の改正部分に改める。
- (2) 次の表中、改正後の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正後の欄の改正部分を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄にのみ改正部分があるときは、当該改正前の欄の改正部分を削る。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>3 【略】</p>	<p style="text-align: center;">(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>疾病</u>、配偶者の出産補助その他の<u>事故</u>のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p> <p>3 【略】</p>
<p style="text-align: center;">(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第93条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の</u></p>	<p style="text-align: center;">(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第93条 委員は、<u>疾病</u>、配偶者の出産補助その他の<u>事故</u>のため欠席、遅刻又は早退をするときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、出産のため出席できないときは、<u>日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>

日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

(請願書の記載事項等)

第141条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

4 【略】

5 【略】

(請願書の記載事項等)

第141条 請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

3 【略】

4 【略】

附 則

この規則は、公布の日から施行する。